

住宅改修費

~~~~~事前申請が必要です~~~~~

要介護・要支援被保険者の家庭内の安全確保や介護のためにお住まいの一部を改修した場合は、申請によりその費用の一部について支給を受けることができます。

《支給要件》

- (1) 要介護・要支援被保険者が、住民票があり実際に居住するお住まいの改修であること。
- (2) 要介護・要支援被保険者の身体の状態や、お住まいの状況から必要があると認められる改修であること。
- (3) 改修内容が、4 ページの表に当てはまる工事であること。
 - (注1) 住宅の新築・増築は、対象になりません。
 - (注2) 事前申請後、工事完了前に入院し、その後自宅での生活に戻らない場合は原則として介護保険の支給対象となりません。詳しくは区役所へご相談ください。
 - (注3) 病院・施設に入院（所）されている方については、退院（所）を見込んでの住宅改修は可能ですが、退院（所）して自宅に戻られない場合は、介護保険の支給対象とならず、全額自己負担になります。

《支給額》

改修費用の9割または8割または7割分を住宅改修費として支給します。ただし、改修費用の限度額は現在のお住まいにつき20万円（消費税込）です。例えば20万円の工事を行った場合、利用者負担が1割の方は9割分の18万円の支給を受けることができます。

- (注1) 既に限度額までの支給を受けていても、要介護の状態区分が著しく高くなった場合や、転居した場合など、再度支給を受けることができる場合があります。
- (注2) 介護保険の住宅改修費の支給は、工事を伴う改修が支給対象となります。そのため福祉用具貸与又は特定福祉用具販売対象の用具を設置するだけの改修は除かれます。（例えば、福祉用具貸与対象のスロープを取り付けたことによる「段差解消」は住宅改修費の対象にはなりません。）

《支給方法》

償還払い…利用者が事業者へ全額（10割）を支払い、申請により利用者負担との差額分が住宅改修費として後日払い戻しされます。

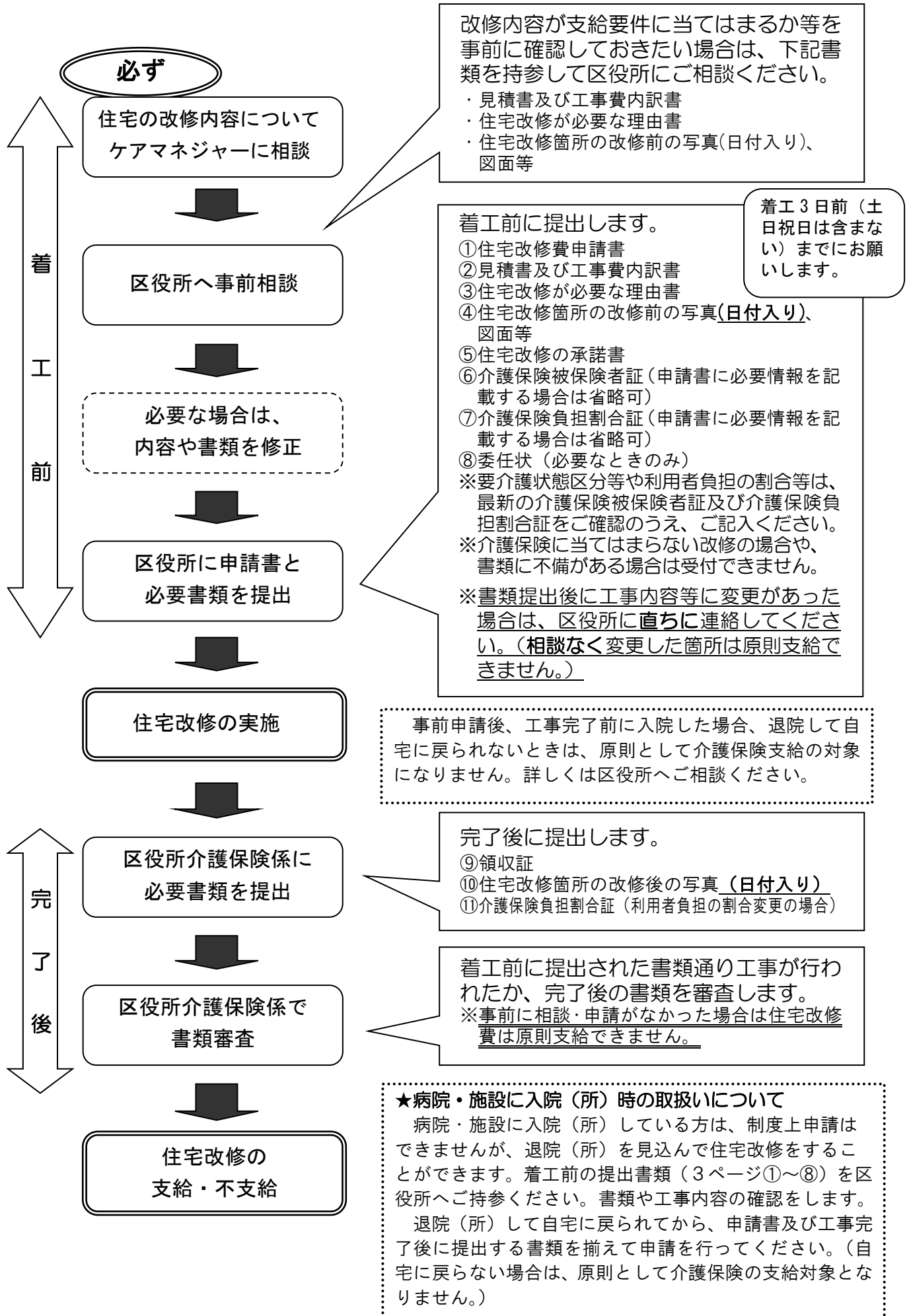
受領委任払い…仙台市の研修を受講した事業者※を利用した場合、事業者へ全額を支払うことなく利用者負担分の支払いのみで改修を行うことができます。（事業者が差額分を仙台市に請求します。）※受領委任払いを利用できる事業者かどうかは、仙台市ホームページの「住宅改修事業者リスト」に掲載しています。

<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken-kanri/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/kaigohoken/jigyosha/kaishu/>

《負担割合》

負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。原則として、領収日時点の負担割合が適用されますが、事業者の都合により支払日（領収日）が工事完了日の属する月の翌月以降となる場合は、工事完了日時点の負担割合が適用となります。

《住宅改修費の申請の流れ》



《 申 請 に 必 要 な 書 類 》

着工前 ※事前の審査が終了していない工事は介護保険の対象外となります。 審査の期間や書類作成のやり直しも考慮して、申請は着工3日前（土日祝日は含まない）までに行ってくださいますようお願いいたします。	① 介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書	・様式は、区役所介護保険係及び下記仙台市のホームページで配布しています。
	② 見積書及び工事費内訳書	・「工事費内訳書」には、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費・施工費・諸経費等を区分して記載してください。 ・介護保険の住宅改修費の支給対象となる工事以外の改修工事を併せて行う場合は、支給対象部分の算出方法を記載したものを必ず添付してください。
	③ 住宅改修が必要な理由書	・「理由書」は、原則として被保険者の介護の状態を把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）が記載してください。何らかの理由でケアマネジャーが記載できない場合は、作業療法士や福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の有資格者による記載も可能ですが、その際は、ケアマネジャーと十分連絡調整を行うことが必要です。 ・「理由書」を作成した方の資格の確認を行います。 ・様式は、区役所介護保険係及び下記仙台市のホームページで配布しています。
	④ 住宅改修前の写真・図面等	・「写真」は現場確認に代わるものです。トイレ、浴室、廊下等の住宅改修箇所ごとの改修前の状態が確認できる写真（ <u>撮影日が入ったもの</u> ）が必要です。
	⑤ 住宅所有者の承諾書	・住宅の所有者が被保険者以外の場合は、所有者が住宅改修に承諾したことがわかる書類（承諾書）が必要です。
	⑥ 介護保険被保険者証	・写し可。（申請書に必要情報を記載する場合は省略可）
	⑦ 介護保険負担割合証	・写し可。（申請書に必要情報を記載する場合は省略可）
	⑧ 委任状	・申請者本人名義以外の口座へ振込みを行う場合は、給付金受領に関する委任状が必要です。（様式は任意）

【申請書様式のダウンロード】

（償還払い用）

<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken/download/bunyabetsu/kore/kaigohoken/yobo/index.html>

（受領委任払い用）

<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken/download/bunyabetsu/kore/kaigohoken/yobo-02.html>

完了後	⑨ 領収証	・被保険者本人あての領収証が必要です。 ・介護保険の住宅改修費の支給対象とならない工事費用を含めたもので差支えありませんが、支給対象部分がわかるもの（内訳）を添付してください。 ・申請の期間は、領収証の領収日から2年間です。これを過ぎると時効となり支給を受けられなくなりますので注意してください。
	⑩ 住宅改修後の写真	・トイレ、浴室、廊下等の住宅改修箇所ごとの改修後の状態が確認できる写真（ <u>撮影日が入ったもの</u> ）が必要です。
	⑪ 介護保険負担割合証	・写し可。事前申請から、利用者負担の割合が変更になった場合のみ必要です。

《住宅改修費の支給対象となる改修の内容》

改修の種類	備 考	改修例
手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等に設置して、移動を助けたり転倒を予防するものであること。手すりの形状は二段式、縦付け、横付けなど適切なものであること。	
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消する改修であること。ただし、「昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器の設置工事」は除く。	●敷居を低くする工事 ●スロープ設置工事及びこれに付帯して設置する転落防止用柵 ●浴室の床のかさ上げ ●深い浴槽を浅い浴槽に交換
床又は通路面の材料の変更	滑りの防止、被保険者の移動をスムーズにするためのものであること。	〈居室〉畳敷から板製・ビニール系床材等への変更 〈浴室〉滑りにくいものへの変更
扉の取替え (扉の撤去も含む)	引き戸への変更など扉全体の取替え、及び扉の一部の取替え。ただし、引き戸への取替えに併せて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置に関する費用は保険給付対象外。扉の取替えと比較し費用が安価に抑えられる場合は、引き戸等の新設も対象となる。	●開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等への取替え ●引き戸等の新設（条件付） ●ドアノブの変更 ●戸車の設置 ●レールの交換
便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替え及び便器の位置・向きの変更に係る工事。 ※「和式便器から、暖房便座・洗浄機能等がついている洋式便器への取替え」は対象となるが、既に洋式便器であった場合でこれらの機能等を付加する改修は対象外。 ※「非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器への取替え」の場合は、工事のうち水洗化又は簡易水洗化工事の部分は対象外。	
上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	＜手すりの取付け＞手すりの取付けのための壁の下地補強 ＜段差の解消＞浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事 ＜床又は通路面の材料の変更＞床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤整備 ＜扉の取替え＞扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ＜便器の取替え＞便器の取替えに伴う床材の変更、便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)	

★被保険者の世帯の所得状況や身体状況により、高齢者または障害者を対象にした助成制度を介護保険に上乗せして利用できる場合があります。この場合も、改修前の申請が必要ですので、詳しくは区役所障害高齢課高齢者支援係または障害者支援係にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

青葉区役所	介護保険課	介護保険係	2 2 5－7 2 1 1（代表）
宮城野区役所	介護保険課	介護保険係	2 9 1－2 1 1 1（代表）
若林区役所	介護保険課	介護保険係	2 8 2－1 1 1 1（代表）
太白区役所	介護保険課	介護保険係	2 4 7－1 1 1 1（代表）
泉区役所	介護保険課	介護保険係	3 7 2－3 1 1 1（代表）